

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程(6) 「家」の廃止を中心として

WADA, Mikihiro / 和田, 幹彦

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / Review of law and political sciences

(巻 / Volume)

103

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

43

(発行年 / Year)

2006-03-10

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006492>

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程 (一六)

——「家」の廃止を中心として——

和田 幹彦

序章 (九十四卷四号)

第一章 憲法二四条成立過程と民法・戸籍法上の「家」制度

(第六節まで 第一款まで 九十五卷二号、四号。第七節「小括」は百一卷二号)

第二章 民法改正過程

——戸籍法改正過程に先行した民法上の「家」廃止方

針決定の予備的考察——

(以上百一卷二号、四号)^(一)

第三章 戸籍法改正過程の諸段階

序

(一) 戸籍法改正過程の全体像

(二) 主要改正点の要約

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程 (一六) (和田)

(三) 研究史上の問題点

第一節 人口動態統計の精密化をめぐる戸籍法改正過程

——改正過程 (一) 一九四六年三月—一〇月

(一) 内閣官房統計局「人口動態統計(改善)に関する委員会」

(二) 司法省民事局「戸籍委員会」

(三) 厚生省「公衆衛生に関する委員会」

第二節 改正初案 ——改正過程 (二) 一九四六年七月

第三節 改正要綱案とその成立

——改正過程 (三) 一九四六年九月

(一) 改正要綱案の要点

(二) 改正要綱案を巡る議論の要点 (以上本号)

法学志林 第一〇三卷 第四号

第四節 改正草案条文起草

——改正過程（四） 一九四六年九月—四七年七月

第五節 草案をめぐる司法省とGSの会談

——改正過程（五） 一九四七年八月—十一月

第六節 国会審議と改正戸籍法・戸籍法施行規則の成立

——改正過程（六） 一九四七年十一月—二月

第四章 「家」制度廃止を起因とする戸籍法改正

第五章 人口動態統計の精密化・プライバシー―保護を起因とする戸籍法改正

結章

第三章 戸籍法改正過程の諸段階

序

（一）戸籍法改正過程の全体像

戦後占領期の戸籍法改正の三つの流れのうち、第一の流れ、即ち「家」制度廃止からくる戸籍法改正は、前章までに見た憲法・民法改正と同様、GHQ側ではGSの所轄となる。また、民法・戸籍法改正に関しては、日本政府内部

では司法省民事局（順に第一課・第二課）の所轄であった。

第二の流れは、人口動態調査・統計の精密化だが、こうした統計は戸籍制度（主には各種届出）を通して収集されたデータを基に作成されるため、その限りで戸籍法及びその施行規則等に直接関わる。戦後占領期にも、調査体制の整備・統計の精密化が進められ、これに応じて戸籍法の改正も要請されたのであった。こうした統計の精密化はGHQのPHW（略語表参照）がまずイニシャティヴを取ったのを受けて、日本政府内部では当初内閣官房統計局、その後厚生省が所轄するようになった。そしてこれと並行して戸籍法制度の改正が必要な限りで、第一の流れと同様に司法省民事局第二課が関与するところとなっていた。

第三の流れ、プライバシーの権利の保護のための戸籍法改正にはまず、詳細な統計データの記載のある戸籍の届書の閲覧の制限があり、これには比較的早くから日本の司法省民事局も留意している。これと時期的には並行して、統計データの利用をプライバシー保護の観点からも制限する統計法が一九四七年三月二六日に制定され、同年五月一日に施行されている。これは戸籍法改正とはあくまで別だが、その制限の対象には、戸籍の届書を通して収集されたデータも含まれる。次に、戸籍の届書を通して収集されるデータ項目の多様化・多量化について、明確に「プライバシーの権利の侵害である」として懸念を表したのは、GSのみであった。GSはまた、戸籍簿の公開原則をも排し、原則非公開への法改正を初めて主張しており、これもプライバシーの保護の観点からと思われる。尤も、この点は結局参議院の反対に遭い、改正は実現しなかった。

本稿では、こうした三通りの流れを包括している戸籍法改正過程を、まず第三章で時系列に見ていく。その上で、第一の流れを重点的に第四章で扱い、第二・第三の流れは第五章で取り上げる。戦後占領期の戸籍法改正の重点はあ

くまで第一の流れにあり、全面的法改正を必要としたのも憲法改正に促された民法の「家」制度廃止がその原因である。

しかし、第二・第三の流れによる法改正にも、日本の戸籍法制度の本質の別の一面が如実に表れている。限定的ながらこの点の考察も、第五章及び「結び」で行っておきたい。第二・第三の流れは、相拮抗する局面ではGHQ内部でGSとPHWの対立を惹き起こす。同時に、第三の流れとしてGSはPHWの賛同も得て、戸籍簿の非公開を主張した。こうした改正過程には、日本の戸籍制度の二面的本質、即ち民法上の身分変動の登録制度である面と、国家のいわば行政上の「道具」たる制度である面双方が、浮き彫りにされている。

本章では、第二の流れによる法改正は、第一節で集中的に概観しておく。その上で、第二節以降で重点的に第一の流れによる法改正の詳細過程を見ていき、第五・六節では第三の流れにも触れることとする。

(2) 主要改正点の要約

改正過程を具体的に見る前に、準備として、戸籍法改正の重要点を極く簡単に五点にまとめて置く。(a)―(d)の四点が「第一の流れ」、(e)の一点が「第二の流れ」の改正点である。旧法とは一九一五年(大正四年)戸籍法、新法とは一九四七年(昭和二十二年)戸籍法である。⁽²⁾

(a) 戸籍編成の単位

旧法 「家」

新法 「夫婦親子」

婚姻によって新戸籍を編製、子は親の戸籍に入ると共に、親子三代の同籍を避ける。⁽³⁾

(b) 戸籍の変動(新戸籍の編製・入籍・除籍など)

旧法 家の創立・入去家

新法 家の廃止に伴い、戸籍法の中に、それぞれの戸籍変動の原因について規定をおいた。⁽⁴⁾

(c) 戸主

旧法 戸主を中心とする戸籍、戸主は戸籍上特別な地位をもっていた。

新法 戸主の廃止により、戸籍内のすべての者について、戸籍上の取り扱いを基本的に同一としている。⁽⁵⁾

(d) 届出

旧法 隠居、家督相続、推定「家督」相続人の排除、家督相続人の指定、入籍、離籍、復籍拒絶、廃家、

絶家、分家、廃絶家再興、族称の変更、襲爵等があった。

新法 上記を削除、新たに、後見監督人、生存配偶者の復氏、親族関係の終了、推定相続人の排除、入籍、

分籍、に関する規定を設けた。

(e) 人口動態調査と関連する改正点(結果として施行規則のみによっている)

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程(六)(和田)

旧法 届に出生証明書は不要。また、左記の届書内容項目は詳細ではない。

新法 施行規則によってであるが、まず出生届における出生証明書の添付措置がとられ、また一九四六年一〇月一日施行の司法省令の内容をほぼ引き継いで、出生・婚姻・離婚・死亡届の内容項目が相当程度に詳細化された。⁽⁶⁾

(3) 研究史上の問題点

戸籍法改正過程の研究状況について、簡単に述べておく。

最初に指摘しておくべきは、「第一・第二・第三の流れ」の三様を包括的に扱った戸籍法改正過程の研究は現時点まで見られないことである。これは、現在まで戦後占領期以後については、戸籍法改正史のみならず、戸籍法全般の研究も主に民法学者によってなされてきたため、その問題関心の射程に人口動態調査が含まれなかったことがその直接の原因であろうか。⁽⁸⁾

以下はまず、「家」制度廃止の「第一の流れ」による戸籍法改正過程の研究状況に関し、最初に史料について述べておく。前述の通り、戦後の民法・戸籍法改正は初期にはほぼ一体として進められた。その後、戸籍法改正要綱成立後は、民法の起草委員・幹事のうち、我妻はその後戸籍法草案に関与しアドバイスした、と文献上確定できる。また奥野も、戸籍法を管轄する司法省民事局の局長であり、国会で戸籍法改正草案を説明する政府委員としても、戸籍法改正に直接関わっている。しかし改正要綱の条文化・草案起草は、民法の起草委員・幹事によってではなく、戸

籍制度の行政・監督を分掌する司法省民事局民事二課の青木はかによって行われた。我妻編『戦後における民法改正の経過』（一九五六年）は、民法／戸籍法双方についての一次史料を掲載している代表的な文献である。同書ではしかし、戸籍法改正過程については、初期の要綱案が再録され、またこれにまつわる話が座談会で述べられてはいるが、後期の経過については紹介されていない。その理由は、一つには、戸籍法改正諸草案及びGSとの交渉という重要なものを含む後期の一次史料は、起草・交渉に直接関わらなかった『経過』の編者・座談会出席者の手元にはなかったからであろう。今一つには、後期の戸籍法改正過程に関与した奥野も、同書のテーマはあくまで「民法改正」であるから、多くを語るのは、場所を弁えて遠慮したのもであろう。また、戦前より戸籍法を詳しく論じた米栖⁽⁹⁾は同『経過』出版には紙上参加したのみであり、また戸籍法改正過程に深く関係した川島は、これに全く関わっていないのも一因と考えると良からう。

主に『経過』に基づくその後の研究も、自然民法改正過程に限ることとなった。これは、竹下史郎の助力を得て、民法改正過程の全体を「新民法の成立」で一九五七年に論じたのみならず、民法上の「氏」の成立過程に重大な関心を寄せ、これを詳細に論じた唄孝一⁽¹⁰⁾すら、氏と密接不可分である戸籍法改正過程について、簡単な初期の経過以外殆ど言及がないことに象徴的に現れている。そして一九八〇年代前半に至るまで、『経過』に代表される、公表された一次・二次史料に基づく民法改正過程の研究が一定の水準に達した後、若干の停滞を見せる中、一九八二年（一部のみ八三年）に戸籍法改正過程に関する注目すべき一次史料、すなわち改正諸草案とこれに関するGSとの交渉過程記録が公表された⁽¹¹⁾にも拘わらず、これに注目・分析し、民法との関わりでその全貌、殊に「家」制度廃止の全体像を捕えようという学究は現れなかったのである⁽¹²⁾。

次に、第二・第三の流れについても、研究が進展しなかった理由を推測しておく。民法改正と並行して進められた戸籍法改正の基本方針は、やはり民法改正と同様に、「違憲〔状態〕の回避のための、主に家制度／男女不平等などの廃止」、乃至「新憲法に照らして違憲な条項はこれを速やかに改正することのみに中心に⁽¹³⁾」というものであり、「家」制度的要素の払拭が主眼であった。従って、起草委員・幹事や、既に述べた通り従来民法学者が中心であった戸籍法研究者にとつては、第五章に述べる人口動態調査・統計の精密化、公開原則等から生ずる問題は、基本的に関知する所ではなかったのである。こうして第二・第三の流れの戸籍法改正に関しては、起草委員・幹事が中心となつて編纂された『経過』にも一次史料も二次的史料としての談話も紹介されず、そのため、研究史上も殆ど扱われないままとなつたのであった。その後注目の一次・二次史料が公表されて後も、研究状況はさほど変化しないまま今日に至っている。

第一節 人口動態統計の精密化をめぐる戸籍法改正過程

——改正過程（一） 一九四六年三月—一〇月

一九四五年時点の日本の人口動態調査と人口動態統計作成においては、戸籍制度の各種届書を通して第一次基礎データを集めることが基幹の一つとなっている⁽¹⁴⁾。従つて、GHQのPHWが、戦後復興・改革作業の一つとして、人口動態統計の精密化を企図した際に、これが起因となつて戸籍法改正の「第二の流れ」をもたらしたことは必然的であつた。

この「第二の流れ」の法改正を、時系列に見ておこう。⁽¹⁵⁾

強制力を伴う「指令書」により強力なイニシアティブを取ったのは、GHQであった。⁽¹⁶⁾ GHQは、一九四六年三月四日付、同年四月一二日付、及び同年六月一五日付の指令書（Directive）⁽¹⁷⁾を通して司法省に戸籍法の改正を命じ、これが実施された。⁽¹⁸⁾

三通りの指令書の内容は、三月付が、本籍地ではなく居住地ベースの人口動態統計の作成のための計画書を、同年四月五日までに提出せよと指令する（“it is directed that [...]”）もの、四月付が、右により提出された政府の四月四日の計画書を承認し、この実行を政府に指令する（“The Japanese Government is directed to [...]”）もの、六月付が前記計画書中の「『実際の居住地』を「届出事件の」「発生地」に」修正し、これをベースとした統計を作成せよと指令する（表現は同前）ものであった。

この実施の一環が、七月一日施行の司法省令である。その改正点の主眼は、出生届・死亡届はそれぞれ出生地・死亡地で行わなければならないとなったことである。

更に、同年八月二六日に出されたGHQの指令書は、前記計画書中の統計集計作業の実行を一九四七年一月から四年一〇月一日に繰り上げを指令する（英文表現は同様）ものである。この一〇月一日に間に合わせるべく日本側で出された同年九月七日公布の勅令、及び九月二五日公布の司法省令（共に同年一〇月一日施行）⁽²²⁾による戸籍法改正は、人口動態の正確にして詳細な把握を目的とす tortious⁽²³⁾のもので、出生・婚姻・離婚及び死亡届の項目が従前（旧法）よりも格段に詳細にわたることになった。

こうした「第二の流れ」の戸籍法改正に関与した——換言すればこの改正を受けて統計の精密化・正確化に努める目的を持った——委員会が三つある。

(1) 内閣官房統計局「人口動態統計(改善)に関する委員会」

先ず、この改正作業と並行して、内閣官房統計局に「人口動態統計に関する委員会」が新設され、同一九四六年七月八日に第一回が開催されている。(尚、同年一〇月一五日の第六回から、「人口動態統計改善に関する委員会」と改称。)この委員会の所轄事項は、主に戸籍届書や、他にも伝染病の届出などを通して採るデータ項目の決定、即ち死亡届の病名リストの整備・統一化など、更にデータ処理プロセスを整備し(例えば役所の戸籍係・衛生係の間の調整)、データの流れの決定、等であった。⁽²⁴⁾また、メンバー・所属は、多少の変更はあるが、(以下主要な者のみ名指しておく)第一回は厚生省の技官・事務官、司法省民事局第二課長、赤塚事務官、内務省警察局・地方局の事務官、統計局川島局長、福永人口課長、審査課長、吉岡博人(「東京女子医専」)「東京女子医学専門学校、教授?」、水島治夫九州帝国大学「教授?」、森田優三横浜経済専門学校「教授?」、等であった。⁽²⁵⁾開催期間は四七年六月までは確認でき、また同年一二月には後述の厚生省の委員会に吸収統合された模様である。(後注(33)参照。)

(2) 司法省民事局「戸籍委員会」

また、右記改正実施後、この人口動態統計の委員会より三カ月程遅れてこれに並行しつつ、司法省民事局(第二課)に「戸籍委員会」が新設され、同一〇月二四日に第一回が開かれた。この委員会は幾度かの改組を経つつ何十年

も続けられることになる。⁽²⁶⁾PHWのフェルプスは、第一回以後始どの会議に出席してきたが、第一九回、一九五一年六月二九日の出席が最後となった。⁽²⁷⁾「占領期」の戸籍委員会はこれを以て終了したことになる。本稿との関連では、第一回から第九回一九四七年一月一七日乃至、第一〇回一九四八年二月二〇日⁽²⁸⁾までの会議が意味を持つ。⁽²⁹⁾

この戸籍委員会の所轄事項は、第一一〇回会議に当面限定すれば、⁽³⁰⁾人口動態統計の精密化・正確化のために、まずは前述・後述の二つの統計に関する委員会の要請に応じ、統計のための第一次データの採り入れ口となる戸籍届書の項目等の改善・整備を行うことであり、同時に特に届書内容と事実の一致、届書の正確性の向上を図ることであった。しかしこの委員会と同時に、委員である東京都区役所・近郊県内の市役所の戸籍担当の役人に対し、民法・戸籍法改正の予定・内容を司法省民事二課から解説し、理解を求め準備を促し、かつ改正に対する意見を吸い上げる等、実務サイドと司法省の間を繋ぐパイプとしての機能も果たしており、その限りで「第一の流れ」の改正に関しても参考となる。⁽³¹⁾

(3) 厚生省「公衆衛生に関する委員会」⁽³²⁾

統計精密化の一環としては、厚生省にも委員会が設けられた。「公衆衛生に関する委員会」がそれであり、一九四七年四月一日の第一回を初めとし、第四回まで開催されている。その後、人口動態調査の所轄が、内閣統計局から厚生省に移管されたことに伴い、内閣統計局に別にあった委員会（前述の「人口動態統計改善に関する委員会」と思われる⁽³³⁾）は重複を避けるため、厚生省のこの委員会（同名のまま）に統合され、統合後初めての会議が同四七年二月

二日に開催された。⁽³¹⁾ 本稿との関係では翌一九四八年二月一三日の統合後第二回の会議までが関連を待とう。

統合前のこの厚生省の委員会の所轄事項は、予防医療・医療一般・公衆衛生と関わる行政部局への統計供与 (statistical services)⁽³²⁾ であって、具体例としては罹病登録 (報告) とこれに基づく統計作成、そのための医者による伝染病の届出・報告や体制整備、また医者への情報提供・管理監督等である。⁽³³⁾ 統合後は、基本的に統合前の内閣統計局・厚生省の二委員会の機能を併せ持つこととなった。

以上の三委員会は、結果としては前述四六年一〇月一日施行の戸籍法改正より後には、四七年一二月末までの本稿が対象とする時期には、具体的な法改正を主導することはなく、旧法の枠内で統計の精密化・正確化を目的として制度の改善を図るにとどまっている。しかし、これらの会議録には戸籍法制度をめぐる興味深い議論が見られるので、本稿の関心対象となるものについては、以下適宜参照していく。

第二節 改正初案——改正過程 (二) 一九四六年七月

以下では、「第一の流れ」、即ち憲法に促された民法上の「家」制度廃止に起因する戸籍法改正過程を見ていく。

一九四六年七月一日、臨時法制調査会第一回総会が開催され、翌一二日には司法法制審議会第一回総会開催となった。続いて一三日に同審議会第二小委員会 (第一回) が開かれ、民法・戸籍法改正要綱案/法案の起草委員会、幹事分担が決定された。幹事が三班に分けられ、A班が家・相続・戸籍法 (横田正俊「当時大審院判事」・村上朝一

「当時司法事務官」・川島武宜「当時東京大学法学部教授」の三幹事が担当、B班が婚姻、C班が親子・親権・後見・親族会・扶養を各々担当することとなったのである。『経過』6に座談会での話、213―225頁が具体案の再録。）

以下、民法上の「家」廃止を巡る民法改正要綱案と戸籍法改正草案・要綱案と対比させながら、時系列に沿って見ていく。

「家」廃止の点を含む民法改正要綱案と、戸籍法第1次改正草案は、双方とも昭和二十一年七月一五日から二〇日までの民法改正要綱幹事案作成の中で、A班で家・相続・戸籍法の規定を担当した横田・村上両幹事によって起草された。各班の分担に注目すれば、戸主権と家督相続が「家」制度の二本の支柱ゆえ、「家・相続」が結び付くのは当然ながら、ここに別法にも拘わらず「戸籍法」が並列されたのは、「家」と「戸籍」の密接不可分性を改めて証左している。

（以下、『経過』213頁）

民法改正要綱案（昭和二一・七・二〇）（幹事案）

（イ）A班案（家・相続・戸籍法） 横田幹事

村上幹事

一 家

1 民法上の「家」を廃止すること。〔強調和田〕

第四編第二章「戸主及び家族」の章を削除する。

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程（六）（和田）

「民法上の」「家」の廃止は明示された。これと対照的に、戸籍法上の「家」は、(氏を「家の氏」とせず、「戸主ノ氏」としていることから、「家」の呼称は一応廃する趣旨と推定されるもの) そのまま存置される案が掲げられている。戸籍については、まず、前記1、2に続く5として、

「同」5 戸籍は現行の形式を維持すること。」(『経過』二二四頁)

と述べた後、改正要綱ではなく、直接戸籍法の改正の形で案が掲載されている。注目すべき一次史料でありかつ短いので、全条文を掲げておくが、「戸主」「家族」(対比すれば、現行民法に「親族」はあっても「家族」の文字／表現が皆無であるのは周知の通り) が「戸主ノ氏」の語を残し、「戸主ノ同意」「戸主ト為ル」「順序」をも規定し、しかも後者は明文で「男ヲ先ニス」かつ「年長者ヲ先ニス」との明文がある。加えて、当時の民法の対応条文番号が記入され、民法上は廃止する制度規定をそのまま戸籍法に持ち込む意図が明白である。

「戸籍法」

第二章 戸籍及ヒ戸籍簿

第九条 (現行法通)

第九条ノ二 戸主ノ戸籍ニ在ル者ハ其家族トス (民七三二)

家族ハ戸主ノ氏ヲ称ス (民七四六)

第九条ノ三 子ハ父ノ戸籍ニ入ル

父ノ知レサル子ハ母ノ戸籍ニ入ル（民七三三）

第九条ノ四 妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ戸籍ニ入ル但婚姻ト同時ニ当事者カ反対ノ意思ヲ表示シタルトキハ夫ハ妻ノ戸籍ニ入ル（民七八八）

第九条ノ五 夫カ他ノ戸籍ニ入り又ハ夫ニ付新戸籍ヲ編製スルトキハ妻ハ之ニ随ヒ其戸籍ニ入ル

第九条ノ六 養子ハ養子縁組ニ因リテ養親ノ戸籍ニ入ル（民八六一）

第九条ノ七 婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ他ノ戸籍ニ入りタル者ハ離婚、離縁又ハ婚姻 若クハ縁組ノ解消ニ因リテ婚姻又ハ養子縁組ノ当時ノ戸籍ニ復籍ス（民七三九）

前項ノ規定ニ依リ復籍スヘキ戸籍ナキ者ニ付テハ新戸籍ヲ編製ス（民七四〇）

第九条ノ八 戸主ノ親族又ハ家族ノ直系血族ニシテ他ノ戸籍ニ在ル者ハ戸主ノ同意ヲ得テ其戸籍ニ入ルコトヲ得（民七三七、七三八）〔三〕

第九条ノ十 戸主カ死亡シ若クハ国籍ヲ喪失シタルトキ又ハ婚姻、養子縁組其他ノ事由ニ因リテ他ノ戸籍ニ入りタルトキハ家族ハ左ニ掲ケタル順序ニ従ヒ戸主ト為ル

一 直系卑属

二 配偶者

三 兄弟姉妹

四 兄弟姉妹ノ直系卑属

五 直系尊属

六 其他ノ親族

七 其他ノ家族

前項ノ順序同シキ者トノ間ニ在リテハ左ノ規定ニ従フ

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程（六）（和田）

- 一 親等ノ異リタル者ノ間ニ在リテハ近キ者ヲ先ニス
- 二 親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ先ニス
- 三 前二号ニ掲ケタル事項同シキ者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス前項第七号ニ掲ケタル者ニ付キ亦同シ

経過規定

改正法施行ノ際従前ノ規定ニヨリ戸主又ハ家族タル者ハ改正規定ニ依ル戸籍ノ戸主又ハ其家族ト為ルモノトス
改正法施行前従前ノ規定依リ編成シタル戸籍ハ改正規定ニ依リ編成シタルモノト看做ス

(以上、『経過』214頁)

この後すぐ、相続の民法改正要綱案が続けられる。

二 相続

- 1 家督相続を廃止し相続は財産相続のみとすること。

〔…〕

- 4 系譜、祭具及び墳墓の所有権は慣習に従ひ祖先の祭祀を主宰すべき相続人に専属するものとすること。

(『経過』214頁)

とし、後掲で4について同一の文言で「第一千一条ノ二」に規定し、かつ「第千百三十二条第三項」で、同所有権は遺留分の算定に関してはその価額を参入しない、と規定する法文案を起草している。

この民法改正要綱案と戸籍法改正案を併せ見ると、その意図は、民法上の「家」「戸主」「戸主権」、家督相続を廃

しているにも拘わらず、「戸籍」、及び「戸籍上の」「戸主」等はそのまま残す、ということである。民法により戸主権・戸主の（扶養等の）義務の実体は排除されており、戸籍法上の戸主には戸籍編製方法についての同意の権利があるのみ（第九条ノ八）であり、男子・年長者優先の新戸主決定方法も、手続的にはともかく何等実体的権能のない地位に關する規定と解すれば、この戸籍法案の重点は一応戸籍編製の方法にとどまるものと言える。⁽³⁶⁾

この案につき、一九五三年（昭和二八年）に行われた座談会で、これを起草した幹事の横田・村上は我妻のコメントを挟んで、こう述べている。『経過』一九二〇頁、和田による傍線部に注意）。

横田 「……それから戸籍の問題につきましては、ただいまの家の問題と非常に密接な関係があるのですが、この点は戸籍は現行の形式を維持することというのを一応の案として書きました。これは、やはり親族の続柄をある範囲把握するには、その当時の法律にあるような戸籍の制度が適当なのではないかというので、こういう案を立てたわけであります。この点は後に起草委員会においていろいろな議論がなされましたが、われわれの案を立てましたときは、氏というものもむしろ同戸籍の者が同じ氏を称するという考え方でした。そうして、結局、実体法の方にありましたような、家に入るとか出るといようなことは戸籍法の方へ置きかえまして、どういふ場合に戸籍に入るか出るといような形にしたのですが、この点は後に起草委員会におきまして鋭い批判を受けました。家族制度の匂いが非常に濃いということと、戸籍について旧法の実体規定と同じような非常に複雑な規定を置かなければならないというような点から、大体戸籍については夫婦・親子を中心としたものに改めるといふふうに起草委員会になりましたが、この点是要綱には載せないで、なお将来の研究問題といふふうにいたしました結果、かなり後まで要綱には出ないでいたと記憶しております。

我妻 資料の中に戸籍法の改正の試案が出ておりますが、戸籍の上では戸主という名前を残そうという考え方だったのですかね。

村上 現在、戸籍の筆頭者といわれている者に戸主という名前をつけて、その他の者に家族という名前をつけ、氏というものを実体法上の觀念でなく戸籍法上の觀念とするつもりでした。戸主といっても戸籍を引用するための便宜上、筆頭に書かれる者を戸主と呼ぶという位の軽い気持でしたが、従来の形や呼称を残すことが「家」の觀念を温存することになるという批判を受けたわけです。

横田 これはちょうど川島幹事などのカード式で一人一人について戸籍をつくるという案との非常な違いで、現行法のものが結局その中間になったということになるわけでもあります。

この「川島幹事などのカード式「…」案」については、川島とのインタビューで詳細が述べられている。⁽³⁷⁾（和田による傍線部に注目）

当初「和田注 前後関係より、七月二〇日より前」私は、家制度を全廃するのだから戸籍も総て廃止し、個人個人で別々にカード式の身分登録にすればよい、と考えており、起草委員や幹事との打ち合わせでもそうした意見を述べていました。しかしこれに対し、「…」既に引用した七月二〇日の「戸主」という名さえも残す」「…」案すらあり、これが改正第一次案となったのです。「…」私はちょうどそのころ、多分病氣（眼底出血）で参加できなかったからかとも思いますが、この案には名を連ねておりません。

カード式については、全国の戸籍を全て別の紙に書き直すことになりそうですから、記録にも残っている当時の司法省の人の発言、つまり紙が不足していて実現不可能「和田注 後述」、というのもある程度は事実かも知れません。莫大な経費がかかったでしょう。今と違って、政府予算は少なかったですし、その頃の本の紙の質を見てみれば分かりますが、本当に紙が不足していました。

当初の原案であったという「カード式」から七月二〇日の幹事案、そして九月の要綱案へ、と編製方法案が変化する子細な経緯については、和田による、起草幹事の一人であった来栖三郎へのインタビューである程度明らかにされているので、その中の該当部分を引用する。⁽³⁸⁾（和田による傍線部に注意）

起草委員・起草幹事の内部で、戸籍の編製単位を何にするかですったもんだの問題があった。戸籍法案は、原案を川島先生、村上さんの二人で作ったはずである。原案は川島先生の個人別編製で、一枚の紙に一人についてのみ記載するので、いわばカード式であった。「和田注 こうした原案は史料上は未発見である。」

しかし、起草委員会（委員・幹事含む）の中でも、気持ちが色々々な人で違っていて、意見が合わなかった。私自身はどちらかというと、個人別編製で良いと思っており、川島案への同調者であった。しかし、私も我妻先生から「戸籍編製単位の構成を考えろ」と言われた。これはつまり、川島案への対案を考えろ、ということとである。「従来の戸籍を、川島案の個人別編製のカード式の様に大きく変革するのではなく、もっとやわらかくモディファイしたものを考えろ」という事であった。

カード式にしない場合、残った問題は編製単位として三代以上も認めるか、二世代迄に限るか、であった。問題となった一点を挙げる。三代以上を認める編製の場合を考える。戸籍の最初に記載される父母双方が死亡すると、子供のみがその同一戸籍に残ることになり、問題である。⁽³⁹⁾

結局、我妻先生は、リベラルな個人別編製は採用されなかった。（因みに、私個人の印象では、学者ではもう一人の起草委員であられた中川先生は穏やかな人で、余り発言されなかった。我妻先生の発言権が強かった様に思う。）当時の民法・戸籍法改正は拙速主義であって、但し、ともかく新憲法に反する条項は削除・改正する、というのが大原則・原理であった。こうして戸籍法でも、「原則として二世代迄に限る戸籍編製単位ならば新憲法には反しないであろう」とのことで、「夫婦及び子其の他民法に依り之と氏を同じくする者（配偶

者ある者を除く」を単位としてこれを編成することを原則とする」という、「昭和二年九月上旬の」戸籍法改正要綱案に結果的には載ることになる原則で宜しい、ということにしたはずだと思ふ。

この議論の結果については、村上も前発言を補って、経緯を解説する『経過』六九―七〇頁、傍線和田、「」は和田による補足）。

村上「……」この内容の大体の考え方、ことに夫婦と、その間の、これと氏を同じくする未婚の子とを単位とする戸籍を編製するということは、民法改正要綱の第一次起草委員案をつくるとき「七月二二日―二七日」⁽⁹⁾にすでにそういう方針がきまっております、その方針を受けて「九月上旬に、後述の」戸籍法改正要綱案をつくったわけです。

我妻 そう。坂野さんが前に何かの機会ですういことをいっているですね。おそらくそういうことになるだろうと。「……」

我妻の言及する坂野の発言は、次の臨時法制調査会の議事録のものである。

臨時法制調査会第三部会議事録（法制局保管）⁽¹⁾

『司法法制審議会』第二回第二小委員会 昭和二一、七、三〇（火）

「……」

（11）家ヲ廃止スルトセバ、ソノ手続ハ如何ニスルカ（武田〔武田キヨ、衆議院議員〕）

（12）戸籍ノ処理ハ非常ニ困難デアルノデ一応現状トシ、将来ハ婚姻ニヨツテ一家ヲ建テ之ニ子ヲツケテ行ク方式ヲツツテハ如何カト考フ（結局国民登録ヲシテ行クコトニナル）（坂野）⁽¹²⁾

以上、（米栖発言の厳密性につき、前注の通り若干の留保を付したうえで、一応これに従うと）総合すれば四六年

九月上旬の第一次戸籍法改正要綱案成立以前迄の経過は、次のようになる。起草委員会では、戸籍編製原理が大問題となったのであるが、

(1) まず、川島・横田・村上のA班は、川島が主唱した個人別編製⁽⁴³⁾を原案としつつも、全員の賛成する所とはならなかった(所引横田・川島・来栖各発言)。

(2) 結局、七月二〇日の段階では、これとは対照的な、横田・村上の二幹事による前述の「戸主」を存置する要綱案(幹事案)が作成、提示された。しかし、これも起草委員会で、「家族制度の匂いが非常に濃い」、「非常に複雑な規定」が必要となる、との「鋭い批判を受け」、採用されなかった(所引横田発言)。

(3) その後、我妻が主導的であったと見受けられる七月三十一・二七日の起草委員会では、編製単位として三代以上を認めるか、二世代以下に限るか、につき議論が交わされたが、「大体「…」夫婦と「…」これと氏を同じくする未婚の子とを単位とする」ことになった(村上の後者発言)(横田・来栖発言も参照)。七月三〇日の第二小委員会で、主査坂野千里(当時東京控訴院長、『経過』106頁)もこれでよしと予想していた(我妻発言も見よ)。しかし、この七月末時点では「この点是要綱には載せないで、「…」将来の「…」問題とし(横田発言)、結局九月上旬の戸籍法改正要綱第一・二次案に初めて盛り込まれることになる。尤も、これは正に「大体」の案であって、実際の要綱案の編製法では三代代に互る戸籍出現の例外があったことは後述する。⁽⁴⁴⁾

七月末から九月上旬迄、編製原則を要綱に入れなかった理由は、一点は既述の通り史料上明白であり、更に三点程考え得る。

(1) 改正手続き上の理由。村上によれば「戸籍法は、始めは法制審議会なり調査会にかけずに、司法省だけで立案するつもりでやっていた」(『経過』69頁)。しかし後に審議会・調査会に結局かけられた(詳細次節)ことから見ても、民法を直接の対象として審議会第二小委員会(この下に起草委員会が置かれた)は一義的に戸籍法をその対象外としてはいない。因みに「臨時法制調査会官制」の第一条は「臨時法制調査会は内閣総理大臣の監督に属し、その諮問に應じて、憲法改正に伴ふ諸般の法制の整備に関する重要事項を調査審議する。」⁽⁴⁵⁾とあるので、調査会にかけるか否かは、戸籍法がこの「重要事項」に該当するか否か、の解釈にかかる。結局該当する、とされたことになるが、民法・戸籍法改正作業の一体性から言えば、坂野の薦めたとおり『経過』同69頁、後述)対象として当然である。これに対し、実体的な理由は、次の(2)(3)にあつたと思われる。

(2) やや戦略的な理由。臨時法制調査会・司法法制審議会で審議中であつた民法上の「家」の存廃に関連して、「家」存置論者から廃止方針に反論が出た場合、説得の方法として、起草者側は「氏」と戸籍に「家」類似制度は残す(両方法があることは本章・序の通り)ので問題ない、という論法が考えられ、⁽⁴⁶⁾実際採られていた。

「氏」については、民法の問題ゆえ次の(3)の通り「応条文化が進められていたが、戸籍法の方は、その内容を決めずに、存置論者の出方次第で柔軟に対応可能な「緩衝在庫」としてとっておかれたのであろう。

(3) より現実的な立法技術上の理由。審議中の「家」の存廃、その具体内容の決定に、所論の通り旧法下で個々の「家」を定義していた戸籍の編製原理は大きく左右される。民法改正要綱の動向を見守っていた訳である。事実、民法は条文数が多いこと、及び時間的余裕がないことから、要綱決定を待たずに「家」の廃止を前提に条文起草作業

を始めていたのであるが、要綱の「家」の存廃の問題がなかなか決着せず、「家」存置となった場合には改正条文草案が全く無駄になることもあり得た。これこそ、起草委員・幹事たちの大きな悩みの種の一つであった。⁽¹⁷⁾そして、改正の対象であった明治民法第四・五編の総条文数が概略四二三条（改正後は三三〇条）、と多かったとは言え、当時の戸籍法条文も一八六条（改正後は、三・四章で述べる経緯もあり、大幅削減して一四三条）と改正前で民法の四割強、五割弱はあったのであり、民法はともかく、戸籍法は待つて無駄を避けよう、との思惑もあったであろう。⁽¹⁸⁾

第三節 改正要綱案とその成立

— 改正過程（三） 一九四六年九月

一九四六年九月以降の要綱・草案は、「戸主」を残し明治民法の「家」に関する規定を戸籍法にはぼそのまま移して来る七月二〇日案とは基本的構成・発想上断絶しており、起案・起草方針に一応の一貫性が見られる。

本節では、九月上旬の戸籍法改正要綱案とこれに関する改正過程途上の議論を見た上で、簡単に概括する。

まず、第三回司法法制審議会第二小委員会に先立ち、その準備として九月五日付で起草委員会により要綱案が起案され、これに語句訂正（二箇所のみ、所引）・小さな内容補正（一箇所のみ）を加えて、九月七日付案が同日の小委員会に提出された。その経緯は次の通りである（『経過』69頁、傍線は和田、以下同）。

村上 戸籍法は、初めは法制審議会なり調査会にかけずに、司法省だけで立案するつもりでやっていたわけですが、民法の改正に関連して戸籍法の改正は大体どういう方向へ向ってやるかということも、同時に審議会に

かけた方がいいという坂野さんの強いご意見がありまして、九月の初めに大急ぎで幹事案をつくって、九月五日・六日の起草委員会で検討していただいて、そうして九月七日の小委員会にかけたということになります。

九月七日の小委員会では「家」に絡む戸籍制度について興味深い議論が出た（所引後述）が、要綱案には修正なくそのまゝ一日の司法法制審議会提出され、結局九月七日付案が修正なく一日付の司法法制審議会決議として採択された。以下、その要綱案の具体的な内容を見ていく。

（ア）戸籍法改正要綱案（昭和二二・九・五）（起草委員会）

（イ）戸籍法改正要綱案（昭和二二・九・七）⁽¹⁹⁾

（ウ）戸籍法改正要綱案（昭和二二・九・一一）（司法法制審議会決議）

（ア）（ウ）は、『経過』二三八―二四〇頁。（イ）（ウ）は完全に同文。また、（ア）と（イ）Ⅱ（ウ）の相違を案文中に示すが、それ以外は断りない限り三案同文。）

第一 戸籍は市町村の区域内に本籍を定めたる者に付き夫婦及び子其の他民法に依り之と氏を同じくする者（配偶者あるものを除く）を単位として之を編成するを原則とすること。

〔…〕

第三 新戸籍の編製は左の場合に於て為すものとする。

一 〔略〕

二 婚姻又は養子縁組に因り氏を改めたる者が離婚、離縁又は婚姻若は縁組の取消に因り婚姻〔又は縁組

＊〕前の氏に復する場合に於て婚姻又は縁組の当時の戸籍が既に戸籍簿のり除かれたるとき

〔和田注 ＊は九月五日には入っておらず、九月七／一一日には入っているが、自明の通り当然入るべ

きであり、前者では単に入れ落としたか、『経過』作成の際の誤植の可能性もある」

「三、四、五は略」

「三」

第五 成年者は分籍を為すことを得るものとする。

「三」

第七 届書其の他の書類に戸籍の表示を必要とする場合に於ては戸籍に記載したる者の中筆頭の者の氏名及び本籍を以て之を表示するものとし、其の者の死亡」[傍線部九月五日、九月七日・一日は「を戸籍より除きたる」]後も亦同じきものとする。

更に、この九月七日案を審議した、司法法制審議会の議事録を見よう。

第三回「司法法制審議会」第二小委員会

昭和二、九、七、(土)「三」

戸籍法改正要綱

(一) 廃絶家ノ再興即チ氏ノ再興ヲ認メルカ(森)

答 現行ノ氏ノ変更デハ不可能デアルガ入夫婚姻等モアリ家ノ觀念ハ存スルノデ新シク立案ノ際ニ併セテ考慮シタイ(我妻)「強調和田、以下同」

(2) 婚姻ニヨリ新戸籍ヲ起スコトナル為ニ世帯ヲ同ジクシテキルトキ等ハ却テ現状ト齟齬スルコトナルガ如何(栗林幹事)

答 親ノ籍ト続ケテ綴ルコトス(坂野)

(3) 戸籍ガ分カレテ行クノデ扶養ノ義務モ又債權担保ノ面モ不安定ナルガ之ニ対シ対策ナシト断ゼザルヲ

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程(一)(和田)

得ヌガ如何(栗林幹事)

答 深ク論ズルト民法ニ迄遡ルコトナリ問題ガ後転スル既ニ民法ニ付テハ一応決定済デアルノデ戸籍ノ技術的問題ニ限定サレタイ(坂野)

(4) 戸籍ノ分裂ニ依リ遺産相続人ノ把握ニ困難ス対策アリヤ(真野)

答 目下研究中ナルモ尚ヨク研究シタイ(我妻)

二 以上、九月十一日部会(総会)ニ提案スルコトシ午後逐次散⁽⁵⁰⁾

〔和田注 戸籍の問答も委員会もここで終わっている〕

九月一日の司法法制審議会第三回総会議事録は、「戸籍法改正要綱案ノ審議ニ先立チ」別件につき討議があり、その後「続イテ原案ヲ答申スルコトノ可否ニ付採決 可決⁽⁵¹⁾」とあるのみで、戸籍法については、議論もなく議決している。

そして、同年一〇月二三・二四日にかけて開かれた臨時法制調査会第三回総会でも、民法改正要綱と同時に、戸籍法改正要綱はこのまま決定された。⁽⁵²⁾「内閣総理大臣の監督に属し、その諮問に依じて、憲法改正に伴ふ諸般の法制の整備に関する重要事項」として戸籍法改正を「調査審議」した臨時法制調査会⁽⁵³⁾は、ここにこの要綱を正式に決定したのである。(この後、これを受けた吉田内閣は、翌四七年二月八日になって初めて、民法・戸籍法改正要綱を閣議決定している。次節第三款で後述⁽⁵⁴⁾。)

以上の改正要綱案の要点と、これを巡る議論(結果的に九月七日のもののみ)について概括しておく。

(1) 改正要綱案の要点

①「第二」「夫婦及び子其の他民法に依り之と氏を同じくする者（配偶者あるものを除く）」編製原理が確立した。以下、厳密ではないが、この内容の重要な一面を表す表現として、これを便宜上「三代代戸籍原則排除」の編製原理と呼ぶ。「原則（的に）」というのは、例外として、同一戸籍内の「夫婦」の「子」就中女子が氏を同じくする非嫡出子を出産した場合、この非嫡出子も含め三代が同一戸籍内に記載されるためである。後述のGSと司法省間の会談で、この点をGSが大いに問題とし、「子」と上記非嫡出子が新戸籍を編成すべき「三代代戸籍徹底排除」（例外皆無）の編製原理が現行法で実現することになる。（第四章・第一節・第一款（2）で詳述する。）

②「第三の二」この反対解釈により、もっとも典型的な例として、婚姻（成年養子の縁組でも問題は全く同様）に因り氏を改めた者が旧姓に戻る（復氏する場合、親が健在であれば親の戸籍に入る。GSは後にこれに反対し、結局離婚復氏した本人の選択に任せる現行法（第十九条一項但書後段）で妥協することになる。（第四章・第一節・第二款（1）で詳述。）

③「第五」成年者は自由に本人の意思で分籍ができる。現行法にも採り入れられた（第二一条）。この「成年分籍権」の重要性ゆえ、GSも会談で極めて重視した。（第四章・第一節・第二款（2）で詳述。）

④「第七」ここで、戸籍の検索のための「表示」を目的とする「戸籍に記載したる者の中筆頭の者」、所謂「戸籍筆頭者」が初めて現れる。この概念及び具体的な戸籍簿上の表現形態については、起草委員会に於いて論争があった

と川島は伝えている。⁽⁵⁵⁾ (傍線和田)

その後「七月二〇日の幹事案成立後」、私も「起草委員会で」色々議論しましたが、現在の戸籍法の案が決まる際に問題となった点を一つだけ申し上げておきましょう。それは、「戸籍をどういう形で残すか、中でもあの「戸籍筆頭者」という形で実際残ったものをどうするかです。

この点で、そもそも「戸主」は勿論、「戸籍筆頭者」としてもこうしたものを残すことに反対であった私は最後に「降りました、つまり譲った訳ですが、そのときの議論はこうです。法律上は、もう戸主は権利はない訳ですが、「法律条文外で、実質上戸主っていうものは残そう。せめてそれだけは残してくれ」という意見があったのです。戸籍という形で、戸があって戸主があるっていう訳で、名前だけでも残したい。〔和田注 ここまでならば、七月二〇日案と同じである。〕しかし「戸主」とは言えない。それで「戸籍筆頭者」として残す、という案です。

戸籍制度というものは、ただ戸籍にだけ、仮に「家」といえるようなものが書いてあっても、何にも本質的効果がなければ、いいかもしれない。ただそれだけのものならば、そういう戸籍制度でやっていい。つまり「筆頭者」、昔の戸主ですが、これに何の権力もないのならばです。もっともそれを根拠にしてまた家制度を復活させるということが、起こるかも知れない。その可能性は皆無とは言えない。だけれども一応何の法律的権力も効果もないのならば、そこまでくれば私はまあ、譲ってもいいだろう、と思って最後は降りた訳です。

川島は、「戸籍筆頭者」の名で「戸主」をせめて残したい、という主張の論者の名と、その理由は掲げていない。また、この点につき『経過』等の史料は何ら伝えるところがなく、川島発言以上のことは判明せず、文献的に確定もできないので、その限りでのみ参考とする。

この「筆頭者」の問題点も後述する（第四章・第一節・第一款（4））。

（2）改正要綱案を巡る議論の要点

これは、繰り返すが結果的に九月七日のもののみである。

①「廃絶家の再興」即ち「氏の再興」の可能性の有無

②旧法下より頻繁な新戸籍編製による諸問題の指摘

a 実際の世帯との齟齬

b 扶養義務・債権担保面の不安定化

c 遺産相続人把握の困難性への対策

以下、順次概括しておく。

①「廃絶家の再興」即ち「氏の再興」の可能性の有無

ここでは、この時点の民法改正要綱で既に「家」の規定は全て廃止されることが暫定しているにも拘わらず（『経過』二三四―三三八頁の民法改正要綱案参照）、「家」氏、そしてこの再興が（可能なら）戸籍で処理されるべし」と見受けられる、家」氏」戸籍という質問者の発想の枠組を指摘しておく。しかも我妻の答は、現在案では不可能だが、「入夫婚姻等もあり家の観念は存するので」、考慮したい、という。⁽⁵⁶⁾ 既述の通り、森の質問は、「氏」と「戸籍」に容

易に「家」類似形態乃至「觀念」が混入する好例である。加えて、我妻の返答にも、こうした混入を知りつつ、かえってそれを利用し、「家」存置論者乃至そうした発想上の傾向を持つ者を安心させる意図があると言えるのではなからうか。

②旧法下より頻繁な新戸籍編製による諸問題の指摘

② a 実際の世帯との齟齬

齟齬を起こす編製方法の根本的問題は、GSとの会談・国会審議との関係で詳細は後述する（第四章・第一節・第一款（2））。この箇所の、技術的な問題に限って論じておくと（次の②bを見よ）、坂野の答は親と子の本籍が同じなら、別戸籍でも実際は「親の籍と続けて綴ることす」るので問題ない、という一応は適切なものである。（この坂野発言につき、『経過』20頁に奥野／我妻の言及がある。我妻も同様の趣旨を言い、「夫婦「ことに」みな別戸籍にすると、同居しているものも別戸籍になって、戸籍がはなだ混乱する「…」を非難的に質問した人」に対し、「ちっとも混乱しない」と返事した、という。⁽⁵⁷⁾）

従前の三世代以上の戸籍が実際の世帯と一致しない例も既に多々あったわけであり、それが「家」制度廃止論の支えにもなっているのであって、三世代以上の戸籍編製の容認如何が、即、世帯の実際との一致・不一致を左右するのではないこと、容認して初めて一致が可能となるものの、一致させるためには技術的にも詳細な規定が必要となること⁽⁵⁹⁾に注意しておくべきであろう。

②b 扶養義務・債権担保面の不安定化

詳述は避けるが、この問題点的確な把握のために、以下のみ述べておく。

旧法下での戸籍簿は、

(ア)「家」の構成員⇨家族 に対する戸主の扶養義務を一義的に明示(公示⇨)していた。かつ、

(イ)家督相続の対象たる「家産」の権利者⇨戸主 と、これを家督相続すべき「推定家督相続人」と、双方をも公示していた。(イ)により、民事上の取引において、誰でも取引の相手方が属する「家」の戸籍簿を自由に閲覧し、また必要に応じ贖本・抄本を請求することにより、相手方の「家」における地位——戸主か、推定家督相続人か否か、等——が確認できた。即ち、公信力ある文書(戸籍簿及びその贖本・抄本)によって相手方の債権担保能力を推定することができた訳である。

民法改正要綱の方針に従うと、(ア)については「戸主」の廃止により扶養義務を負う者は一義的には決定されない。また(イ)の方も「家」廃止の最も重要な一環としての「家督相続」の廃止(従って「家産」の廃止)により、従来は推定家督相続人たり得た者の(推定上の)債権担保能力も、弱まるケースが多いであろう。これにより、扶養義務及びこうしたケースでの債権担保能力とも、旧法に比べ「不安定化」するという栗林幹事による指摘は、まずは適切である。⁽⁶⁰⁾が、これはあくまで民法上の問題である。戸籍法の関知するのは、親族関係の確認を容易にするために、新戸籍編製で細分化される戸籍簿間の相互の関係を明確にすることのみである。親族関係確認の難易度により、民法が規定する扶養義務・債権担保能力の推定の正確度・難易度が左右されるに過ぎない。

にも拘わらず戸籍法に関してこれを質問した栗林には、民法のみならず戸籍法改正に関する議論に於いても、「家」

制度廃止に伴う実体法上の問題を批判的に指摘しておこう、という意図が感じられる。(速記録でないのでニュアンスは分からないが)。であるがゆえに、坂野は②bにつき実に適切に、「答 深ク論ズルト民法ニ迄遡ルコトナリ問題ガ後転スル既ニ民法ニ付テハ一応決定済デアルノデ戸籍ノ技術的問題ニ限定サレタイ」と答えたのであろうか。栗林の疑問への答は、戸籍法に問題を限定して技術的に煎じつめれば、(イ)のみならず、(ア)についても、次の②cの通りである。

②c 遺産相続人把握の困難性への対策

実務家(弁護士)の真野毅(後の最高裁判所裁判官)の質問である。これはクロスレファレンスの問題で、現行戸籍法の通り、相互に分けた・分かれた戸籍の「表示」を記載しておけば解決する。(我妻が、この点即座に答えていない背景は明確ではない。)

以下の節及び第四章での、個別の草案の発展過程に於ける問題点の検討に際しては、要綱の段階で既に出ていた以上の論点を踏まえておく必要があるだろう。

(1) 連載の前回(第五回)、百一卷四号、七八頁の目次において、および最終頁の一四九頁において、第二章第六節として「補論——本拙論(特に第二章)のテーマを巡る最近時の研究動向について」を設ける予定を述べていたが、諸般の事情で割愛する。前述の一四九頁の文献をも参照されたい。

(2) 戸籍法改正過程とその内容につき、青木義人／大森政輔「全訂 戸籍法」日本評論社、一九八二年、三一—一九頁、特に三一—五頁、

一〇頁が、一般的な手際良い要約としては参考になる。但し、以下に及び関連注に見るとおり、必ずしも正確ではなく、また戸籍法改正に直接関わった当時民事局民事第二課在籍の青木、後に同課所屬となった大森の主張が若干織り込まれているふしがあり、注意を要する。(無論、逆に青木／大森の主張を読み取る恰好の文献となる。) ここでも四一五頁を参照、引用しているが、関連注を参照のこと。(以下の注3―6では、四一五頁という頁数を省略する。)

(3) 青木／大森、注2前掲書によれば、これが「現行戸籍法における最大の特徴」であり、「一人二戸籍としなかったのは、従前の戸籍の特色を生かしたものにほかならない。」とするが、この点は留保を要す(後述)。

(4) 青木／大森、注2前掲書が「家の制度から解放されたものの」「強調和田」、新たに民法に規定する「氏」と緊密な関係におかれ、氏の変更に応じて戸籍の変動を生ずることとされた。」と言うのは意味深長である。二章・第四節の「氏」に関する文献も参照。

(5) 青木／大森、注2前掲書は「同一」とすることとした」というが、戸籍承頭者に関しこれは妥当しない。第四章・第一節・第一款(4)を見よ。

(6) 青木／大森、注2前掲書は、この(c)に当たる項目で、「届書の公開制限」の措置も執られた、というが、これは戸籍法乃至その施行規則によるのではなく、昭和二十二年四月八日民事甲第二七七号各地方裁判所長宛民事局長通達「戸籍届書の閲覧等に関する件」による。戸籍法条文に関する限り、旧法(六七条四項)・新法(四八条二項)の文言は内容上はほぼ同一である。同通達全文は法務府(後に法務省)民事局第二課戸籍実務研究会ほか編『新人事法総覧 法規編2』帝国判例法規出版社(後にテイハン)、八二八ノ三頁。詳細は第五章・第一節の関連注参照。

また、青木／大森同前頁は、新法では出生・死亡届の届出地を基本的に届出事件の起きた地に限定した司法省令による一九四七年七月一日施行の特別法(第一節で後述)を廃止して、戸籍法のうちに織り込んだ、という趣旨を述べている。が、この点は、「織り込んだ」上で、出生・死亡届の届出地は届出事件の起きた地、又は事件の本人の本籍地双方が可能であった旧法と同様としており、右記の特別法から新法へ至る過程での改正点であるので、本稿のこの箇所の本文では削除する。

(7) 本稿全般の引用文献及び付表2「参考文献リスト」を見れば判明するとおり、根孝一、谷口知平等の文献が挙げられる。無論、青木／大森等の司法省・法務省関係者・実務家による書物も多々あるが、これらは研究書というよりはコンメンタール乃至実務のための参考を目的とする書物である。

(8) 他方で、統計制度史・国勢調査の分野には、戸籍法改正の「第二の流れ」を扱った先行研究があるかとも思われるが、これを正面から取り上げ、その詳細過程を逐一フォローする研究は見出しがたいのではないかと推測される。今後の課題として詳細調査したい。

(9) 米栖三郎「戸籍法と親族・相続法」(一)(二)(三)『法学協会雑誌』第五八巻、第四・八・一〇号(一九四〇年)。(二)の四七八頁以下、(三)の二四九頁以下で、各々報告的届出と創設的届出の岐別の問題点を扱った箇所は、現行法下でも問題は同質ゆえ、貴重であるが、本稿の目的とは乖離するので言及しない。

(10) 咀孝一「戦後の民法改正過程における『氏』同『家族法著作選集第一巻 戦後改革と家族法』家・氏・戸籍」日本評論社、一九九二年(初出も同題、日本法社会学会編『家族制度の研究 下』有斐閣、一九五七年、七五―一四〇頁所収)、一五〇―一五一頁。ここで「戸籍の編製原理が」第三章に見る七月二〇日の初案」とは根本的に異なったものになってからも、戸籍と氏を結びつけるという構想は多かれ少なかれ一貫しているようである」と言うが、これは第三・四章で詳述する通り、実証的に見てもそのとおりである。

(11) 「戸籍立法資料Ⅰ・Ⅱ」「戸籍法/会談録」。またこれらの一次史料に基づく二次史料として、当時の改正過程の直接関係者が参加して改正過程を事後的に語る座談会記録、「戸籍法/座談会」がある(以上、本論文冒頭の略語表参照)。

(12) 研究書ではないが、前注の史料を利用・引用した初の書物かと思われるものが、戸籍法制度及びその歴史について限定的ながらも幾つかの興味深い示度が見られる、佐藤文明「戸籍うらがえ史考 戸籍・外登制度の歴史と天皇制支配の差別構造」明石書店、一九八八年、特に二二〇―二二七頁。もっとも、貴重な資料を引用・紹介したことに意義はあるが、一二〇頁の引用で雑誌の回号(と発言者名)のみに言及したのを除き、佐藤はその出典を明示しておらず、読者がこれら(前注の)史料の存在に気付きにくくなっているのは惜しまれる。これは佐藤の本著作発表の本意(戸籍に関する諸問題、及びそれらに関心を持つべきことを、広く訴える)にも反するのではなからうか。(尚、佐藤は、本文で次に述べる第二・三の流れの法改正についても言及している。)また、佐藤の後には、夫婦別姓問題の観点から弁護士・榎原富士子が著した『女性と戸籍 夫婦別姓時代に向けて』明石書店、一九九二年がある。特に七八―七九頁(離婚時の復氏者の復籍の是非)、一九四頁(戸籍の公開原則の是非、但し同頁では出典は明示せず)、二二四―二二七頁(GSと司法省の会談でのGSの主張の全般に互る要約、及び個人別編製の是非)では「戸籍法/会談録」を参照し、また二二三頁では「戸籍法/座談会」の青木発言を引用し、基本的に出典も明示している。(尚、二二三頁で榎原が「約半年間で『戸籍法改正の』立案から可決にまでいたると驚異的スピードである」と述べるのは、本稿に見る通り誤りである。四六年七月から四七年二月まで、約一年五カ月という、占領初期の法改正としては比較的長い期間を要している。)

(13) 後述の、一九九〇年一月二八日の和田による米栖三郎へのインタビューに拠る。巻末「付属資料2」参照。

(14) 戸籍法に定められた届書以外には、死産届等があり、また無論、「国勢調査に関する件」(明治三五(一九〇二)年法四九)に基づく国勢調査があった。

尚、PHW作成の文献を、後にGSがPHWから受領したものと思われる文書に、一九頁に互り戸籍制度と関連有る人口動態統計・関連のない同統計を区別しつつ、一九四六年五月六月頃（本注後述）の段階の人口動態調査制度全般について詳細に調査・報告した文書がある。一般的文献ではないが、PHWの理解を知る上でも有用なのでここに掲げておく。『Vital Statistics Related to the Koseki' etc. (the following 19 pages). Box no. 1477. Folder/title number: (17) Family Registration Law. ? [sic] -Oct. 1948. Sheet Nr.: LS-26188. (作成者名・所属等の記載はないが、その内容から知られる関心・問題意識からみれば、またこのファイルの前後の文書がPHW作成と明記されていることからみれば、PHWの手になると考えて間違いないまい。内容から判断するに、(殊に二二三頁目)一九四六年五月六月頃作成のようである。)

(15) 本節、及び先取りするが、第五章・第一節で扱う「第二の流れ」については、本稿の課題である戸籍法改正過程の全容を描くためにも不可欠である。しかし、一次史料としての本節の三通りの委員会の議事録のみでも膨大な量であり、これらの詳細分析は、紙幅の制限や最も重要な「第二の流れ」の改正とのバランス上からも別稿に譲らざるを得ない。本稿では従って、これら議事録の扱いも網羅的ではなく、例示的・部分的にとどめる。

(16) 次注の通り、指令書を出したのはGHQの副参謀長 Adjutant General [s Section] だが、あくまでイニシアティブを取ったのはPHWで、その要請で Adjutant General [s Section] が指令書を出したにすぎないと思われる。(現時点で参照し得た史料からは確定はできないが。)

(17) 順に「所謂のC.A.R.N. (SCAP administrative directive) 811.975-A. 1482-A である。GHQによる原典は、Box no. 9446. Folder/title number: (2) Koseki Manual & System. Apr. 1946-Mar. 1949. Sheet Nr.: PHW-2416 にある『司法省が一九四七年四月十五日付でまとめた英文の "Manual on the Declaration of Births, Deaths, Marriages and Divorces for the use of Koseki Office" (戸籍事務のための和文マニュアルが原典である) なる数十頁に亘る文書中に、挿入資料として存在する。三通りととも、各々の日付の Memorandum for: Imperial Japanese Government 及び 三・四月付の指令書が by B. M. Fitch, Brigadier General, Adjutant General, Subject: Plan for Collecting Current Vital Statistics, 並びに六月付の指令書が by John B. Cooley, Colonel, Adjutant General, Subject: Amendment to Plan for Collecting Current Vital Statistics. 前掲書 Directives にある Box no. 1477. Folder/title number: (17) Family Registration Law. ? [sic] -Oct. 1948. Memorandum to: Colonel Crawford F. Sams, by Forrest E. Linder, "Comdr., Biostatistician", Subject: Report on Progress of vital Statistical Work, 20 April 1946, para. 2c. Sheet Nr.: LS-26188 も言及してゐる。尚、PHWのこの時期の人口動態調査制度改革に関しては、

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程 (六) (和田)

右記 G H Q 文書と同ファイル (同シート) で直後に綴られた Memorandum for Record, to Colonel [Crawford F.] Sams, by Forrest E. Linder. Subject: Suggestions for Continuing Work of Vial Statistics Division, 22 April 1946 を参照。

(18) この実施については、以下の文献を参照。尚、これらの文献の「覚書」「指令」「指示」は全て前注の同じ Directives を指す。

「戸籍法ノ会談録」四五頁の青木発言、及び同箇所の「服部注」による(服部はこの会談録の記録係)。ここでは三通りとも「覚書」として並列して言及されている。尚、四六年七月八日「人口動態に関する委員会」第一回会議議事録(略語表参照)二頁の、川島委員「武宜とは別人」の発言、「フェルプス氏の前任者たるリンダー氏[前注参照]よりも話があり、三月十四日には指令が出た」、及び野邊地委員の発言、「フェルプス氏の来任後、司令部の指令に依り第一段は七月より実施し出生、死亡に付ては届出地を事実の発生した場所の一本のルートに改められることになり、司法省の原委員の努力により新しい司法省令が出るに至った。」との「指令」の語で言及がある。(Box 9486, Folder/title number: "(1) Jinko Dotai [sic] Ni Kansuru Jinkai ni", Sheets Nr.: PHW 4024.) 他方では「戸籍委員会議事録(一)」(本論文冒頭略語表参照)三三頁の「(はじめに)」[一九七二年時点の「民事局第三課」による]には「昭和二十一年七月には、連合軍総司令部(GHQ)の指示をうけ、戸籍に関する届書に人口動態の把握資料としての要素が加えられることになり、その必要から、出生及び死亡の届出地は、原則として出生または死亡地とされ、更に、同年十月一日には、戸籍法の一部改正が行われ、出生、婚姻、離婚及び死亡の四種の届出について、届出事項が詳細に規定されるとともに、届書の様式が定められている。」と、「指示」の語で言及がある。

(19) 注17の司法省による「Manual」[「中の p.p. 9-10 に挿入資料として所収」。

(20) 昭和二十一年司法省令第四十七号(同年六月二六日公布、同年七月一日施行)、官報 昭和二十一年六月二十六日付 第五千八百三十三号 製本版一六五頁。

(21) SCAPIN 3080-A. 注17の司法省による「Manual」[「中の挿入資料として所収、標題・作成者は同注の六月付けのもの同一」。

(22) 四種の届書の詳細項目を規定した当該勅令は、昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件に基き戸籍法の一部を改正する勅令(昭和二十一年勅令第四百二十一号)、官報昭和二十一年九月九日第五千八百九十七号、製本版五〇一五頁。この勅令に応じ届出書様式を定めた当該省令は、昭和二十一年司法省令第八十一号(出生、婚姻、離婚及び死亡の届書の様式の件)、官報昭和二十一年九月二十五日第五千九百十号製本版一五三一―一五七頁。

(23) この点は、これを後に G S が問題としたことを扱う第五章・第一節で詳述する。

(24) 一九四六年七月八日―四七年六月二五日「人口動態統計改善に関する委員会」全般の会議議事録に拠る(フィッシュ番号等は略語

表参照。

(25) 四六年七月八日「人口動態統計に関する委員会」第一回会議事録、二頁裏、三頁表がメンバー紹介 (Sheet No.: PHW-4024)。なお、森田はその後、四六年二月一日第九回会議と四七年一月二十九日の第一〇回会議の間に川島を継いで統計局長となり、この会議を主催することになる。四七年一月九日「人口動態統計に関する委員会」第一〇回会議事録、三頁参照 (Sheet No.: PHW-4026)。

(26) 「戸籍委員会議事録 (一)」三三頁に拠る限り、一九七二年一〇月にはまだ継続されている。

(27) 「戸籍委員会議事録 (二九)」二九一四三頁。また、「戸籍委員会議事録 (二)」中の、伊藤啓五郎「発足当時の戸籍部会を思う——戸籍委員会議事録の掲載にあたって——」三三頁によれば、速記による議事録もフェルプスの発案 (半ば強制?) であったが、これを表してか、速記録はこの第一九回までしか作成されていない (戸籍委員会議事録 (一九)「三四〇号四三頁」)。

(28) 「戸籍委員会議事録 (九)」(一〇)項に三一四六頁、四一五二頁、参照。

(29) この期間の戸籍委員会については、「戸籍法/座談会」三六—四三頁の当時の関係者 (殊に青木) の談話にも包括的にリファerringしておく。(尚、平賀の談話は、この期間以降、特に後年の住民登録制度との関係で貴重であるが、本稿の直接の関心事ではない。)

(30) 以下は、「戸籍委員会議事録 (一) — (一〇) 」の全体による。

(31) 「戸籍委員会議事録 (二) (三)」。(尚、戸籍法改正草案の起草基礎方針 (本章・第四節・第一款参照) ・及び草案を巡るGSと司法省の会談 (第四章全般参照) 双方について、当時の民事二課長の青木が後に繰り返し、司法省 (民事二課) にとっては戸籍実務の混乱回避が最大の関心事であった旨言っているが、彼のこうした問題意識は常にこの戸籍委員会での委員達 (委員は全て区役所・市役所等の戸籍実務家) との議論・情報交換により高められていたと考え得るし、また同委員会でのこの箇所の青木の発言にもそうした傾向が明瞭に見られる。

(32) 以下は、次の一次史料の英文議事録 (本文で言う「統合」の前・後双方の分を含む) に拠る。Box 9489, Folder/title number: (1) Advisory Council Minutes, 1946-4930, Date: ? [sic; in reality Apr. 1947] - Dec 1950, Sheets Nr.: PHW-4040. (尚、この箇所のファイルは——他でもよく見られるが——日付の逆順に綴られているので検索には注意を要する。) 日本語の議事録等も存在するかとと思われるが、右の史料の周辺には見あたらず、未発見/未見。従って、この委員会の右英語議事録による名称: Advisory Committee on Public Health Statistics to the Welfare Minister をとりあえず本文の様に仮訳しておく。

(33) 参照し得た元資料では、これを明確に示すものがないが、他には該当する委員会は見あたらない。尚、この統計局委員会はやはり

所引の手元諸資料では、四七年六月二五日まで（第一―二三回）開かれたことが確認できるが、六月二五日から、厚生省との統合後初めて同年二月二日の会議までの間、会議が持たれなかったのかも判明しない。

(34) この間の経緯は、注32と同史料・同シートにある、この二月二日の委員会の英文議事録冒頭の *Notes* の発言、及び冒頭頁の脚注の、四回開催の後改組、この日は第五回にあたる、という記述に拠る。委員会の英語名は注32と同じで変わっていない。この日の議事録も「第五回」とされており、統合前との連続性は意識されていたのであろう。尤も、その後の会議議事録ではこの四七年二月を第一回と数え、次が「第二回」となっている。尚、委員会の開催自体は、記録上は一九四九年一月二〇日「第七回」（統合後から起算）まで確認できるが、この回で終わりではない模様である。

(35) 注32の議事録参照。以上の趣旨は（議事録全般を見ても分かることだが）、厚生省の委員会の合併前第一回に、フェルプスが説明している。尚このフェルプスの説明は、前述二委員会とこの厚生省の委員会の相互関係の説明としても参照できる。

(36) 前出マトリクス上は厳密には、「家」制度を民法でなく戸籍法に移行し、かつ「家」の呼称と「家督相続」を廃し、但し「戸主」の呼称は残し（その地位の継承方法は男子・年長者優先の原理も残し）ているので、4Cである。概括的には(3)の象徴的「家」制度を、「家」の呼称は廃したが戸主は残し、一応(2)のレヴェルの「家」廃止に近付けた、と言える。

もっとも、第四章・第一節・第一款(4)で述べる様に、民法改正の内容によっては、この場合でも「戸主」に氏に関する何らかの「権限」が賦されたままとなることはあり得る。

(37) 巻末「付属資料1」。一九九一年五月六日に行ったもの。尚、七月二〇日幹事案に川島の名が落ちているのは、一方で所引箇所の通り病氣のため「参加できなかったからか」と述べられているが、もう一方で抑々当案に自分は賛成できなかったためか、その双方か、（付属資料にはこの点含めなかったが）自身定かでない、とのことである。

(38) 和田による、論文中の引用／公表を前提とする旨事前をお願いし、御了承戴いた、米栖三郎東京大学名誉教授とのインタビュ。一九九〇年一月二八日、東京大学法学部内にて行った。その概要は本稿巻末「付属資料2」にある。このインタビュ内容の（二次）史料としての厳密性の問題を言うのは、米栖教授御自身であり、「何分四十年以上前のことであり、手元に当時の資料もなく、引用中「はず」というのは、その厳密性を百パーセント保証はできない」との御趣旨であった。尚、このインタビュでは、「付属資料1」に入れた川島とのインタビュとは異なり、テープ録音はしておらず、また御本人の事後的校閲も得ていない。和田が丹念にメモを取り、内容に従って、しかし内容は全く変えずに、御発言の順序と文言を若干変え、かつ必要最低限の補足を加えて（その旨付して）整理している。その意味で文責は全て和田にある。

この場を借りて、貴重な御時間を割いて、拙稿にとって極めて重要な談話をお聞かせ下さった来栖教授に、深く御礼申し上げたい。

- (39) 前後関係を補足すると——旧法下では、戸主の隠居・死亡などによる家督相続で、戸籍全体が新戸主を中心として書き換えられていた。しかし、家督相続は民法で廃止するので、これによる戸籍の全面書き換えが行われないと、その子供に孫ができて、これを同じ戸籍に記載していくと、結局同じ戸籍の最初の方には死亡した者が多くなり、どこかで新規編成を行わないと、そのまま永久に同戸籍内に延々と記載されることになるので、問題である、の意であろう。

- (40) 『経過』二〇五頁、「民法改正日誌」による。

- (41) 我妻文書・民法・民法改正・Ⅰ・戦後民法改正資料(一)・21「同標題」60丁表以降、次の引用箇所は62丁表、「(1)」以降は、64丁表。

- (42) この箇所について、質問と答の趣旨の乖離につき、中川と我妻のコメントが『経過』四五一四六頁にあるので、併せて参照。

- (43) 前述来栖によれば村上と二人で原案を作成したというが、『経過』に村上のこうした言及はない。横田は所引の通り「川島幹事な」どのカード式「案」と、複数の賛同者を示唆しているものか明確ではなく、(所引の如く来栖は川島案に同調していたため)これが来栖の可能性もある。ゆえにここでは特定できる川島が主唱した、と言うに留める。

- (44) この、「原則二世代以下」の編製原理が確立する過程での、GHQ(GS)の影響はなかったものと思量される。唯一、有り得た可能性を示すのは、次の奥野の発言(『経過』二〇頁)であるが、「しまいに」という表現、かつ後述のGSとの会談史料に明確に「三代戸籍はどうしても認めない」というGSの方針が出ているので、奥野の指摘はその時点でのことであろう。

奥野 司令部でも、日本の戸籍は非常に便利でよくできている、アメリカなんかでは相続人をトレースするのに非常に困っているというのをいっておったのですが、結局司令部では三代戸籍はどうしても認めない、親子だけしか認めないという非常に強い意向がしまいに出まてね……「しはママ」。(強調和田)

- (45) 堀内節「家事審判制度の研究」中央大学出版部、一九七〇年、一〇三五頁所引の同「官制」。

- (46) 「氏」については第二章・第四節の補論を参照。戸籍については、四十六年八月二二日臨時法制調査会第二回総会、民法改正要綱中「家」の廃止を言い最も問題になった「第二」(この時点の文言は「民法の戸主及家族に関する規定を削除し親族共同生活を現実に即して規律すること」)に関し、その内容の確認及びもっと具体的に項目を挙げて明文化するべきでは、という牧野委員の質問「……」(『親族共同生活を現実に即して規律すること』)の内容は、既にお示しになっているだけのものでごさいますか「……」(議事録『経過』二四四頁)対しての、奥野の答弁「なお之等『要綱第八、第十一、第十八、第二十五、第三十三』のみならず、その他の点に

おきましても親族共同生活の現実に即するような、例えば戸籍法その他に於て現実に即した規定を設ける趣旨でありまして、この改正要綱案のみに依つて現実に即した規定が完備しているという訳ではないのであります。」(同二四五頁) ゆえに、安心して頂きたい、と言う。

(47) 以下、全て我妻の発言であるが、時系列に沿つて見ていく。奇しくも、第二発言以降、各七、八、九、十月と、常にこの点が念頭にあったことが分かる。

「われわれ起草委員は、家を廃止するという立場でもう立案しているのだから、いまさらそう『家』を廃止しないことに」なつては仕事が出来ない(我妻発言、『経過』一五頁)

「司法法制審議会第二小委員会第二回、七月三〇日の論議について」最初に要綱をきめてしまつて、各班一生懸命になつて条文作成をしているときですから、要綱の文字を多少改めることなんかどうでもいい(同、同四五頁)

「要綱を審議した司法法制審議会第二回総会、八月一四―二六日の」あのときは、沼津でやっている立案「条文起草」のことで頭がいっぱい(同、同五三頁)

「司法法制審議会第三回総会の九月二一日で」前回の決議は中間的な報告であつて、決議でない「…ので」決をとり直せ「…と言われ」それも、一、二の小さい問題で、そこさえ直せばいいというなら考慮の余地があるけれども、要綱の大黒柱ともいうべき戸主を残すか残さないかという問題をいまさらかえられるなら、第一条から全部書き直さなくてはならん(同、同七三頁)

「臨時法制調査会第三回総会、一〇月三十一―二四日は」もう立案の方がいそがしくて、こんなこと「なかなか要綱が決定しないこと」で時間をくっているのが実にばかげている(同、同八五頁)

(48) 民法上の「氏」と、「氏」を同じくする者のみが同一戸籍に入るといふ編製原理案が「大体」七月末に確立していた戸籍法が密接に関がゆえに(順・前掲「戦後の民法改正過程における『氏』」一五頁も参照)、(2)と(3)の複合体としての典型的な例が、民法上の、一方の配偶者死亡の際の生存配偶者の姻族関係終了(民法改正後第七二八条第二項、明治民法第七二九条)と復氏(民法改正後第七五一条、明治民法に規定無し)との連関性(二次史料上の草案の変化につき詳細「経過」三〇二―三〇三頁)と、戸籍法上のその扱いである。即ち、「氏」の規定には(2)の戦略的理由もあり、「家」類似要素が混入してくるが、この扱いに二方法が考慮された。(a) 時間的制約上、要綱成立を待たず民法草案中に「氏」も条文化していく、という結果として採られた方法。(b) 戦略的・現実的(2と3)双方の理由上、「氏」規定の条文化すら、戸籍法に譲る、という方法。(c) が途中まで考慮されていたのは、八月六―二二日の沼津での民法改正第一・二次草案作成作業について述べられている。即ち、長野は、「第一次案起草の」当時は単純に、当然

復氏するが、それは戸籍法で書けばよいのだということであった、そして「当初村上君から氏のことは全部戸籍法におとそうという話ででておったところですから」と言う。村上も曰く、「第一次案では、姻族関係は当然消滅するし、氏も当然婚姻前の氏にもどる、という考えだった。」更に長野は「あとは戸籍法でまかなうという考え方だった。」(以上「経過」一三四頁)

尚、この点系譜等の継承も絡み、姻族関係終了と復氏を結び付けるのは従来の「家」の観念に従っている、としてGSが問題とし(左記「民事月報」三四卷六号七九頁ブレイクモア発言、結局姻族関係終了と復氏を全く切り離した現行民法(七二八条二項)成立の経緯について、「経過」同一三四頁、及び一九四七年五月十六日のブレイクモアと司法省の会談録、「民法中改正法律案に関する総司令部政治部係官との会談録(三)・(金)」(「民事月報」一九四九年五月・六月第三四卷第五号・六号の「第十回」会談(五月一九日)(五号、九七一九八頁、十一・十二・十三回(六月一・三・五日)(六号、七九一八五頁)を参照。(GHQ側内部文書にはこれに対応する詳細な報告・記録は見あたらない。)

(49) 我妻文書・民法・民法改正・民法改正要綱第一案・19・「戸籍法改正要綱案」S. 21. 9. 7.

(50) 我妻文書・民法改正・戦後民法改正資料(一)・21・「臨時法制調査会第三部会議事録」中「第3回第二小委員会」S. 21. 9. 7. 70頁／裏71頁表。

(51) 我妻文書・民法改正・戦後民法改正資料(一)・21・「臨時法制調査会第三部会議事録」中「第3回第三部会」S. 21. 9. 11. 73頁／裏74頁表。尚、この部分は「経過」七四頁にも漢字平仮名で直接引用があるが、ここでの座談会出席者の解釈は、「原案」が民法改正要綱を指すようである。ただ、仮にそうであるとしても、同「経過」一三三九頁資料13に、戸籍法改正要綱「審議会決議」とあるの、で、本稿引用の様に決議されたのは間違いない。

また「経過」七〇頁我妻も、「[三]」この時は、「[三]」戸籍法改正要綱「[三]」はほとんど問題にされず」と回顧する。

(52) 「経過」二〇五頁の年表に拠る。(この年表の原典の信頼性が高いことについては、第二章「序節」の注5参照。但し、この総会の議事録(の民法関連部分の抜粋?)である「経過」二六四―二九九頁には、戸籍法要綱決定は記録されていない。)

(53) 前述「臨時法制調査会官制」第一条、堀内前掲「家事審判制度の研究」一〇三五頁。

(54) この日付は、「戸籍法／座談会」四四五頁の青木発言に依拠するのであるが、青木発言の正確性に留保を付さざる得ない(詳細次回連載分注参照)。以上、本来閣議決定が公文書等で確認可能ならば参照すべきであろうが、未調査である。なお、一〇月から二月まで内閣が要綱を閣議決定しなかった経緯も、参照し得た史料からは窺い知れない。

(55) 以下、「付属資料1」の前掲インタビュー。

(56) この「入夫婚姻」の用語(と観念)が民法改正過程で初出(というより旧法に従った「復活」と言うべきか?)するのは、『経過』二二・三三―三四頁の四六年八月一日付の民法改正要綱案である。(同頁の一日目という日付と「決議」の語は若干矛盾しており、厳密には同日の臨時法制調査回第二回第三部会第六日の会議終了後に成立した案であり、これが翌一六日に同会議で決議として可決されたものである。)この用語・観念の「復活」経緯を説明するかに見える『経過』一三三頁の我妻談話は本注後述の通り誤りで、経緯の詳細は不明だが、参考となるのは我妻文書・民法・民法改正一・「戦後民法改正資料(二)」・21、「臨時法制調査会第三部会議事録」の内「第二回『臨時法制調査会』第三部会 第六日 昭二、八、一五(木)」66丁裏―67丁表の我妻・牧野の発言の概略記録(入夫婚姻の用語はないが、類似内容あり)である。この用語・観念が如何にその後民法(及び戸籍法)改正過程中に(主に牧野などの「家」類似制度存置論者により)頻繁に援用されたかについては、詳述しないが、まず本稿本文引用のこの箇所の議事録(同年九月七日)、『経過』八六―八八頁、一三三頁の我妻の座談会での回想発言、これの第一次史料となる二七六―二七八頁(本注前出の牧野「我妻の議論、同一〇月二四日」等を参照。但し、この史料の通り、『経過』一三三頁の我妻の談話(牧野の発言に促され要綱に「入夫婚姻」を明示した)は誤りであり、八六―八八頁の記憶談話が正しだろう。(唯一一三三頁の談話がなお正しい可能性は、右記八月十五日の会議で牧野が「入夫婚姻」云々の発言をしているが、議事録には残らなかった場合、または牧野の発言は牧野が同時期に我妻に私的に発言した場合であろう。ただ一次史料上は『経過』二七七頁の同年一〇月二四日の発言を指すとは思われず、民法改正要綱第八に「入夫婚姻」の用語が用いられた時期―八月一日か、またはいずれにせよ同年七月三〇日と初月一日の間―の順序に関して我妻の記憶違いであろう。この点は、本注に見る通り、「入夫婚姻」の用語・観念「復活」が看過できない影響を民法改正の議論に与えているだけに、些細な点としては扱えない。)また、「戸籍委員会議事録(二)」(同四六年一月二二日)三一頁でも、役所の戸籍事務担当である委員達への説明で、青木が「入夫婚姻」の語を使っている。(もっとも、「同議事録(三)」(同一二月一九日)三九―四〇頁では、「入夫婚姻」は廃止された、と説明し、妻の氏を名乗る婚姻にもこの語は使っていない。)(牧野「我妻の議論に引きずられたというよりは」)民法改正要綱にはこの語が使用されたことによるのであろうが、他方で民法改正草案では一切使われていない、という矛盾を、青木の各段階での表現上の齟齬も端的に表している。こうしたことが、「家」類似制度が残っている、との意識、及びそうした意識を醸成することで「家」制度維持論者を安心させ、戸籍実務家の実務上の不安を取り除く意図で行われたのかはにわかに確定できないが。

(57) 但し、実際は同本籍地に、親子以外の他の同姓者が(別戸籍で)本籍を持つ場合、旧戸籍法(第一〇条)、旧戸籍法施行規則(若干参考となるのは第七条)、また四七年二月成立の戸籍法及び戸籍法施行規則(第三条)には規定がなく、実際は市町村長に任され

ていたと見られ、戸籍筆頭者（旧法下では戸主）名を基準に五十音順（旧法下ではイロハ順か？）に綴られることはあったと推定される。こうした場合、世帯を同じくする親子の戸籍が続け綴られるとは限らないこととなる。三代以上上の戸籍編製に賛成する者「家」乃至その類似制度存置論者、と一応規定出来る」としては、不安は残るであろう。（この場合の、クロスフェレンスの方法が問題となったことについては、本文ですく次に述べる。）実際には昭和三十六年（一九六一年）法務省令五七で戸籍法規則第三条に第三項が新設され、五〇音順の整序が可能であることが明文化されている。

(58) 差し当たり、『経過』二四九―二五〇頁の我妻の民法改正要綱支持のための発言を参照。

(59) ごく単純に言えば、こうした一致のためには、現在の住民基本台帳法及びその詳細規定が必要となったわけである。

(60) (ア)の扶養義務については、例えば田舎・農業地域の戸主が都会・工業地域の「家族」構成員を實際上扶養するケースの多寡云々の問題は常に存在してきた。（こうした問題意識については、『経過』九〇頁冒頭の中川が回顧する牧野の「同居の親族」の觀念も参照。また同種のケースの相続については注58の我妻の発言のうち二五〇頁も参照。）(イ)の債権担保能力は、相続関係の推定②cと連関する。戸籍による親族関係確認である程度推測可能ゆえ、程度問題とも言えるが、家産全てを包括的に相続する「家督相続人」は一義的には存在しなくなることは事実である。